

# 四半期報告書

(第30期第1四半期)

株式会社 **カブコム**

E 0 2 4 1 7

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **カブコム**

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	15
第4 【提出会社の状況】 .....	16
1 【株式等の状況】 .....	16
2 【株価の推移】 .....	19
3 【役員の状況】 .....	19
第5 【経理の状況】 .....	20
1 【四半期連結財務諸表】 .....	21
2 【その他】 .....	34
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	35

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第30期第1四半期  
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社カプコン

【英訳名】 CAPCOM CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 本 春 弘

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区平野町三丁目1番3号

【電話番号】 06(6920)3605(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 阿 部 和 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市中央区平野町三丁目1番3号

【電話番号】 06(6920)3605(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 阿 部 和 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第30期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第29期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	16,352	83,097
経常利益 (百万円)	4,024	12,267
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,382	7,807
純資産額 (百万円)	56,595	53,660
総資産額 (百万円)	91,705	93,606
1株当たり純資産額 (円)	923.10	881.13
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	38.96	132.90
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	35.58	116.84
自己資本比率 (%)	61.7	57.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,167	7,452
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△773	△3,374
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,135	△2,448
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	34,834	32,763
従業員数 (名)	1,660	1,506

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

[コンシューマ用ゲームソフト事業]

ゲームソフトの開発会社である株式会社ケーターは、平成20年5月1日付の株式交換による買収に伴い連結子会社となりました。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

ゲームソフトの開発を行う以下の会社を買収し、関係会社（連結子会社）といたしました。

(名称) 株式会社ケーター (住所) 大阪市北区  
(資本金) 3百万円 (主要な事業の内容) 家庭用ゲームソフトの開発  
(議決権に対する提出会社の所有割合) 100.0%  
(関係内容) 当社ゲームソフトの開発、役員の兼任3名、従業員の兼任3名

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,660 (789)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 4 当第1四半期連結会計期間において従業員数が154名増加しておりますが、これは主に事業規模拡大に伴う採用増によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,456 (785)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、アルバイト、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 4 当第1四半期会計期間において従業員数が132名増加しておりますが、これは主に事業規模拡大に伴う採用増によるものであります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
コンシューマ用ゲームソフト事業	801
業務用機器販売事業	811
コンテンツエキスパンション事業	293
合計	1,905

- (注) 1 金額は、製造原価によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 上記の金額には、ゲームソフト開発費を含んでおります。

#### (2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
コンシューマ用ゲームソフト事業	10,406
アミューズメント施設運営事業	3,128
業務用機器販売事業	1,010
コンテンツエキスパンション事業	1,097
その他事業	710
合計	16,352

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 主な相手先の販売実績および総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。  
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、原油、原材料価格の高騰や米国経済の減速に加え、輸出の鈍化や設備投資、個人消費に陰りが見え始めるなど、景気は先行き不透明感を払拭できず、踊り場状態が続きました。

当業界におきましては、新型ゲーム機の普及によりソフトメーカーが本格的な収穫期に入ったほか、欧米も市場拡大に勢いが増すなど活気づいてまいりました。

一方、アミューズメント施設市場は好転の兆しが見られず、依然として厳しい環境が続きました。

こうした状況下、当社は今年4月から全国各地で開催した「モンスターハンターフェスタ'08」が熱狂的な盛り上がり見せたほか、「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）が3月27日の発売日から圧倒的な人気により快進撃を続けるとともに、最大4人が楽しめる通信プレイが若者たちのコミュニケーションツールとなるなど、いわゆる「モンハン旋風」を巻き起こし、一種の社会現象となりました。

また、成長余力が大きい海外事業の拡大を図るため、販売体制の拡充を推し進めてまいりました。

この結果、当第1四半期の連結業績は、売上高163億52百万円、営業利益29億78百万円、経常利益40億24百万円、四半期純利益23億82百万円となり、「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）が業績向上に大きなけん引役を果たしました。

事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### ① コンシューマ用ゲームソフト事業

当事業におきましては、「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）が通信システム（アドホック通信）の醍醐味を堪能できることと相まって、240万本弱の出荷となる爆発的なヒットを放ち、国内向けのプレイステーション・ポータブル用ソフトとしては、初めて200万本を突破するなど、過去最高の販売記録を更新しました。

その他は、派生ソフトなどの小型タイトルやリピート販売が大半を占めましたが、全体として好調に推移いたしました。

この結果、売上高は104億6百万円、営業利益35億56百万円となり、「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）の貢献により大幅な増収増益となりました。

#### ② アミューズメント施設運営事業

当事業におきましては逆風が吹き荒れる中、店舗効率の改善や各種イベントの実施など地域密着型の集客展開により顧客の囲い込み、需要の掘り起こしに努めてまいりました。

しかしながら、市場停滞を反映した消費マインドの低下により客足や客単価が伸び悩み、苦戦を免れませんでした。

なお、新規出店といたしましては、島根県に1店舗オープンしました。

この結果、売上高は31億28百万円となり、営業損失73百万円計上のやむなきに至り、不本意な結果となりました。

### ③ 業務用機器販売事業

当事業におきましては、家庭用ゲームソフト等との相乗展開を図るため、ビデオゲーム機「戦国BASARA X（クロス）」や「フェイト/アンリミテッドコード」を発売し、それぞれの持ち味を活かした差別化展開により販売の拡大に注力いたしました。

この結果、売上高は新機種の投入効果により10億15百万円となりましたが、開発費の増大による収益の圧迫により営業損失2億45百万円を余儀なくされました。

### ④ コンテンツエキスパンション事業

当事業におきましては、携帯電話向けゲーム配信事業において、「逆転裁判」が息の長い人気により安定した収益を確保するなど堅調に推移いたしましたが、遊技機向け関連機器については、下期の本格展開に向けた地ならしにより出荷がなかったため、総じて低水準で終始いたしました。

この結果、遊技機向け関連機器投入の不在が響き、売上高は10億97百万円、営業利益2億79百万円と減収減益を余儀なくされました。

### ⑤ その他事業

その他事業につきましては、主なものはキャラクター関連のライセンス事業で、売上高は7億10百万円、営業利益3億2百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### ① 日本

コンシューマ用ゲームソフト事業は、「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）が快走し、収益向上を先導いたしました。

一方、アミューズメント施設運営事業は、市況環境の好転が見られず軟調に推移するとともに、業務用機器販売事業も新機種を投入しましたが、開発費の増大により収益面では苦戦を強いられました。

また、コンテンツエキスパンション事業は、携帯電話向けゲーム配信事業の「逆転裁判」が安定した人気により収益に寄与しましたが、遊技機向け関連機器の出荷がありませんでしたため、低調裡に終始しました。

この結果、絶好調に推移した「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）がアミューズメント施設運営事業や業務用機器販売事業の不振をカバーし、売上高は136億75百万円、営業利益は39億68百万円となり、業績向上のけん引役を果たしました。

#### ② 北米

「ロスト プラネットコロニーズ」（Xbox360・パソコン用）が海外での強みを発揮して好伸び、「大神」（Wii用）も健闘いたしました。

この結果、売上高は19億54百万円となりましたが、経費の増大により営業損失3億30百万円となりました。

### ③ 欧州

「ロストプラネット・コロニーズ」(Xbox360・パソコン用)が海外での強みを発揮して好伸し、期初計画を上回るとともに「大神」(Wii用)も健闘いたしました。

この結果、売上高は13億49百万円、営業利益1億6百万円となりました。

### ④ その他の地域

前期末に投入した「モンスターハンターポータブル 2nd G」(プレイステーション・ポータブル用)が続伸したことにより、販売拡大のけん引役を果たしました。

この結果、売上高は3億8百万円、営業利益32百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ20億70百万円増加し348億34百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益の計上40億28百万円および売上債権の減少79億85百万円等により資金が増加した一方、ゲームソフト仕掛品の増加22億97百万円や仕入債務の減少21億81百万円等により資金が減少した結果、21億67百万円の資金増加となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得5億69百万円等により7億73百万円の資金減少となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払8億76百万円等により11億35百万円の資金減少となりました。

## (3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### I 基本方針について

当社グループは、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容ならびに当社グループの経営理念および企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。

当社が上場企業である以上、当社株券等の売買は株主の皆様のご判断においてなされるのが原則であり、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合においても最終的には、株主の皆様のご意思に基づいてご判断されるべきものであると考えており、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資す

るものであれば、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合、その目的等から見て企業価値の毀損や会社に回復しがたい損害をもたらすもの、株主に株券の売却を事実上強要する恐れがあるもの、株主や当社取締役会が大規模買付行為等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、このような当社グループの企業価値、株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者としては、不適切であり、このような買付者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II 本施策導入の目的について

### 1 本施策導入の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

### 2 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手続き等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するに至ったものであります。

### Ⅲ 本施策の内容について

#### 1 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2（1））と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2（2））を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3（2）（3））。

#### 2 大規模買付ルール

##### (1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的に、必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を提供していただきます。

具体的には、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じ。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要
- ② 大規模買付行為の目的および具体的内容
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の議決権保有割合および保有株券等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の内容および条件
- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容

- ⑨ 現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ⑪ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記2. (3)）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

## (3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、大規模買付者が提供する情報の十分性について、大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について、大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について等を検討の上、取締役会に勧告を行います。

## 3 大規模買付対抗措置

### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、下記新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

新株予約権の無償割当の概要は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載ま

たは記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③ 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

④ 新株予約権の払込金額

無償とする。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注1）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注2）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注3）（以下、①ないし⑥に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑨ 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑩ 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

⑪ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (オ) 最初の買付で、全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (カ) 大規模買付者による経営権取得および経営権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損する恐れがあるまたは当社の企業価値の維持および向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

- (キ) 大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分または不適当な買付である場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当効力発生前においては）新株予約権の無償割当を中止し、または（無償割当の効力発生後においては）新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

(ア) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合その他大規模買付が存しなくなった場合。

(イ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が上記3. (2)②ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合。

4 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、平成20年6月19日開催の当社第29期株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値および株主共同の利益確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随

時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

#### 5 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、提出日現在において施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注2) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事務の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、51億90百万円でありま

す。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	66,966,958	67,394,237	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	66,966,958	67,394,237	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。

2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年10月8日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数(個)	184
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	755,957
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000,000
新株予約権の行使期間	平成16年10月15日から平成21年10月2日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1株につき1,217 資本組入額 1株につき 609
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、以後行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	新株予約権付社債権者が新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	920

②旧転換社債に関する事項は、次のとおりであります。

130%コールオプション条項付第5回無担保転換社債(転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)(平成13年12月20日発行)

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
転換社債の残高(百万円)	14,994
転換価格(円)	3,020
資本組入額(円)	1,510

(注) 資本に組入れる額は、その転換の対象となった本社債の発行価格に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額としております。ただし、転換により発行する株式1株につき資本に組入れる額は、当社普通株式の金額を下回らないようになっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日(注)	247	66,966	151	32,778	151	12,654

(注) 2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債および第5回無担保転換社債の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 1 当第1四半期会計期間において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成20年6月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年6月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
J Pモルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,794,000	4.18
ジェー・ピー・モルガン・アセ ット・マネジメント(ユーケー)リミ テッド	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、 ロンドン・ウォール 125	235,200	0.35
ジェー・ピー・モルガン・セキュ リティーズ・リミテッド	英国、ロンドン、EC2Y 5AJ、 ロンドン・ウォール 125	221,847	0.33

(注) 2 住友信託銀行から平成20年7月7日付で近畿財務局長に提出された大量保有報告書により、平成20年6月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	3,454,000	5.16

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,820,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,614,300	606,143	同上
単元未満株式	普通株式 285,058	—	同上
発行済株式総数	66,719,458	—	—
総株主の議決権	—	606,143	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が7,500株(議決権75個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式47株および証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カプコン	大阪市中央区内平野町 三丁目1番3号	5,820,100	—	5,820,100	8.7
計	—	5,820,100	—	5,820,100	8.7

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	3,540	3,640	3,500
最低(円)	3,010	3,050	3,070

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	34,834	32,763
受取手形及び売掛金	6,446	14,182
商品及び製品	1,836	1,813
仕掛品	1,939	774
原材料及び貯蔵品	1,878	1,556
ゲームソフト仕掛品	8,800	6,241
その他	5,547	5,629
貸倒引当金	△402	△456
流動資産合計	60,882	62,505
固定資産		
有形固定資産	※ 15,456	※ 15,253
無形固定資産		
のれん	782	894
その他	3,579	3,197
無形固定資産合計	4,361	4,091
投資その他の資産		
その他	12,195	12,935
貸倒引当金	△1,191	△1,179
投資その他の資産合計	11,004	11,755
固定資産合計	30,823	31,101
資産合計	91,705	93,606

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,117	7,303
短期借入金	2,018	2,015
1年内償還予定の転換社債	14,994	14,997
未払法人税等	371	892
賞与引当金	1,041	2,057
返品調整引当金	378	405
その他	6,154	7,147
流動負債合計	30,075	34,813
固定負債		
新株予約権付社債	920	1,220
長期借入金	1,365	1,470
退職給付引当金	1,070	1,048
役員退職慰労引当金	366	372
その他	1,312	1,018
固定負債合計	5,034	5,128
負債合計	35,109	39,946
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	32,778	32,626
資本剰余金	20,868	20,344
利益剰余金	12,553	11,631
自己株式	△8,003	△8,155
株主資本合計	58,196	56,447
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	254	127
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	△1,855	△2,914
評価・換算差額等合計	△1,600	△2,787
純資産合計	56,595	53,660
負債純資産合計	91,705	93,606

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	16,352
売上原価	9,285
売上総利益	7,066
返品調整引当金戻入額	26
差引売上総利益	7,093
販売費及び一般管理費	※ 4,114
営業利益	2,978
営業外収益	
受取利息	200
受取配当金	17
持分法による投資利益	0
為替差益	843
その他	22
営業外収益合計	1,085
営業外費用	
支払利息	17
支払手数料	11
その他	10
営業外費用合計	39
経常利益	4,024
特別利益	
貸倒引当金戻入額	4
特別利益合計	4
税金等調整前四半期純利益	4,028
法人税、住民税及び事業税	192
法人税等調整額	1,453
法人税等合計	1,646
四半期純利益	2,382

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4,028
減価償却費	769
のれん償却額	123
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△49
受取利息及び受取配当金	△218
支払利息	17
為替差損益(△は益)	△625
持分法による投資損益(△は益)	△0
売上債権の増減額(△は増加)	7,985
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,488
ゲームソフト仕掛品の増減額(△は増加)	△2,297
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,181
その他	△3,277
小計	2,785
利息及び配当金の受取額	245
利息の支払額	△10
法人税等の支払額	△853
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,167
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△569
有形固定資産の売却による収入	3
無形固定資産の取得による支出	△101
その他	△105
投資活動によるキャッシュ・フロー	△773
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△3
長期借入金の返済による支出	△105
自己株式の取得による支出	△131
自己株式の売却による収入	0
配当金の支払額	△876
その他	△19
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,135
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,592
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,850
現金及び現金同等物の期首残高	32,763
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	220
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 34,834

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>連結の範囲の変更 連結子会社数 14社 買収により子会社化したしました株式会社ケーツ ーは、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に 含めております。</p>
2	<p>会計処理基準に関する事項の変更 (1)重要な資産の評価基準および評価方法の変更 たな卸資産 当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評 価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用してお ります。当該変更が損益に与える影響は、ありませ ん。</p> <p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処 理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作 成における在外子会社の会計処理に関する当面の取 扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な 修正を行っております。これにより、営業利益、経 常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞ れ78百万円減少しております。また、利益剰余金が 546百万円減少しております。</p>

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

(3) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。但し、リース契約上に残価保証の取決めのある場合においては、当該残価保証額を残存価額としております。なお、リース取引開始日が当第1四半期連結会計期間開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、従来通り賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっております。

当該変更が損益に与える影響は軽微であります。

### 【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>一般債権の貸倒見積高の算定方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
2	<p>棚卸資産の評価方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切り下げを行う方法によっております。</p>
3	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>当社の法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等および一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

### 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>税金費用の計算</p> <p>連結子会社の税金費用に関しては、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※ 有形固定資産の減価償却累計額	13,055百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額	12,549百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	690百万円
給料・賞与等	919百万円
賞与引当金繰入額	111百万円
退職給付引当金繰入額	20百万円
役員退職慰労引当金繰入額	8百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	34,834百万円
現金及び現金同等物	34,834百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	66,966

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	5,656

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	913	15	平成20年3月31日	平成20年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が当第1四半期連結会計期間開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第1半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	コンシューマ用ゲームソフト事業 (百万円)	アミューズメント施設運営事業 (百万円)	業務用機器販売事業 (百万円)	コンテンツエキスパンション事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高および営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	10,406	3,128	1,010	1,097	710	16,352	—	16,352
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	—	5	—	—	5	(5)	—
計	10,406	3,128	1,015	1,097	710	16,357	(5)	16,352
営業利益または営業損失(△)	3,556	△73	△245	279	302	3,818	(840)	2,978

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品および事業内容

- (1) コンシューマ用ゲームソフト事業・・・家庭用ゲームソフトの開発、販売事業
- (2) アミューズメント施設運営事業・・・アミューズメント施設の運営事業
- (3) 業務用機器販売事業・・・業務用ゲーム機器、IC基板等の開発・製造・販売事業
- (4) コンテンツエキスパンション事業・・・携帯電話向けコンテンツの開発・配信および液晶表示基板等の開発・製造・販売事業
- (5) その他事業・・・ライセンス事業、その他

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 または全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高および営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	12,874	1,820	1,349	308	16,352	—	16,352
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	801	133	—	—	934	(934)	—
計	13,675	1,954	1,349	308	17,287	(934)	16,352
営業利益または営業損失(△)	3,968	△330	106	32	3,775	(797)	2,978

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・アメリカ合衆国
- (2) 欧州・・・ヨーロッパ諸国
- (3) その他の地域・・・アジア、その他

## 【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	1,864	1,250	429	3,545
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	16,352
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	11.4	7.7	2.6	21.7

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国または地域

(1) 北米・・・アメリカ合衆国

(2) 欧州・・・ヨーロッパ諸国

(3) その他の地域・・・アジア、その他

3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高の合計額（ただし、連結会社間の内部売上高を除く。）であります。

## (企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

(パーチェス法適用)

1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ケーター

被取得企業の事業の内容：コンシューマ用ゲームソフト事業（ゲームソフトの開発）

(2) 企業結合を行った主な理由

今後の成長戦略を推進するためには、当社のコア・コンピタンス（中核的競争力）である開発部門の拡充が不可欠であります。当社からのゲーム開発受託で実績、信頼のある株式会社ケーターを完全子会社化することによって効率的、機動的な開発展開を図るとともに、同社と連携を深めた事業戦略によりグループ全体の企業価値を高めることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成20年5月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%

2 四半期連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成20年4月1日から平成20年6月30日まで

3 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価

株式会社カプコンの普通株式

655百万円

4 株式の種類別の交換比率およびその算定方法ならびに交付株式数およびその評価額

(1) 株式の種類および交換比率

株式会社カプコンの普通株式3,362株：株式会社ケーターの普通株式1株

(2) 交換比率の算定方法

第三者機関に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議のうえ、算定しております。

- (3) 交付株式数およびその評価額  
 交付株式数 201,720株  
 交付株式評価額 655百万円

5 発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

- (1) のれん金額 537百万円  
 (2) 発生原因  
 取得原価が純資産を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。  
 (3) 償却の方法および償却期間  
 3年間にわたり均等償却

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	923.10円	1株当たり純資産額	881.13円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	38.96円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	35.58円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	2,382
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,382
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	61,155
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円) 社債管理手数料(税額相当額控除後)	1
四半期純利益調整額(百万円)	1
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)	5,835
普通株式増加数(千株)	5,835
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### 重要な訴訟事件等

当社は株式会社イオンファンタジーより、個別売買契約の解除に基づく不当利得返還請求としての支払済みの売買代金および遅延損害金ならびに、ゲーム機の瑕疵に基づく損害賠償請求としての損害金および遅延損害金の支払の請求の内容で、平成19年10月15日に東京地方裁判所に提訴されています。当社といたしましては、本件の事案につきましては適切に対処しているものと考えております。また、原告の損害額の算定根拠も不明であり、原告が主張する損害賠償金等の支払義務を負う理由はないものと判断しており、今後法的な手続きを通じてその正当性を主張してまいります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社カブコン  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山上 真人  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カブコンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カブコン及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成20年8月14日
<b>【会社名】</b>	株式会社カプコン
<b>【英訳名】</b>	CAPCOM CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 辻 本 春 弘
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役常務執行役員 阿 部 和 彦
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長辻本春弘及び当社最高財務責任者阿部和彦は、当社の第30期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。